C型肝炎対策等の一層の推進について

平成18年度予算額 53億円 (17年度予算 51億円)

基本的な考え方

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、 感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡 を効果的に減らすことが可能。
- C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながるとともに、 感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。

(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告書)

1. 肝炎ウイルス検査等の実施、検査体制の強化

- ① 保健所等における肝炎ウイルス検査体制の強化(対象を40歳未満へ拡大・単独検査) 拡大
- ② 老人保健事業や政府管掌健康保険等における肝炎ウイルス検査の実施
- ③ 健康保険組合、職域における健康診断の勧奨
- ④ 検査と治療との連携強化 | 新規 |

2. 治療水準の向上(診療体制の整備、治療方法等の研究開発)

- ① 診療体制の整備
 - ・全国C型肝炎診療懇談会の設置による全国的な肝炎診療水準の均てん化と向上
 - ・都道府県等において肝炎<u>診療</u>協議会(仮称)の設置によるかかりつけ医と専門医療機関との連携等の推進 新規 新規
 - 地域がん拠点病院の整備 <u>| 拡充</u>|
- ② 治療のガイドラインの策定 |新規|
- ③ 肝臓病の新たな治療方法等の研究開発 拡充
- ④ C型肝炎治療等に関する薬事承認・保険適用の推進
 - ・リバビリンとインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成13年12月)
 - インターフェロンの保険適用上の投与期間制限の撤廃(平成14年2月)
 - ペグインターフェロンの保険適用(平成15年12月)
 - 生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大(平成16年1月)
 - ・リバビリンとペグインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成16年12月)

3. 感染防止の徹底

① 血液透析、歯科診療に伴う感染や母子感染への対応

② 院内感染対策のための医療従事者講習会の実施等

4. 普及啓発・相談指導の充実

- ① 国民に対する普及啓発充実
 - ・都道府県等において肝炎対策推進協議会の設置による普及啓発の推進 拡充
 - ・C型肝炎等に関するQ&Aの改訂やリーフレット等の作成 拡充
 - ・就職差別を未然に防ぐための公正な採用選考及び就業上の配慮に係る啓発等
- ② 地域や職場等における相談機会の確保
 - ・肝炎に関する保健指導従事者研修の実施
 - ・職域における講習会の実施
- ③ 相談事業の実施

新規

- ---

C型肝炎対策等の一層の推進について

平成18年度予算額53億円(平成17年度予算51億円)(※) ※ C型肝炎等緊急総合対策予算

基本的な考え方

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡を効果的に減らすことが可能。
- 〇 C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながる とともに、感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。

(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告書)

1 肝炎ウイルス検査等の実施、検査体制の強化

_(1) 保健所における肝炎ウイルス検査体制の強化

- 〇 保健所における肝炎ウイルス検査について、検査対象を40歳未満にも拡大(年齢制限を 撤廃)するとともに、肝炎ウイルス検査単独でも検査できるようにする。また、検査前の事 前相談及び検査後の事後相談を実施する。拡充(H14)
- (2) 老人保健事業や政府管掌健康保険等における肝炎ウイルス検査等の実施
 - 〇 老人保健事業や政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査等を実施する。(H14)

(3) 健康保険組合、職域における健康診断の勧奨

○ 健康保険組合の健康診査、職域における健康診断における肝炎ウイルス検査の実施を勧奨するとともに、(H 1 3 通知)実施の際には個人情報保護法及びガイドラインにより検査結果に関する守秘義務を徹底させる。(H 1 6 通知)

(4)検査と治療との連携強化

○ <u>都道府県等において肝炎診療協議会(仮称)の設置、関係機関及び関係団体との連携・協力体制、医療機関への受診を勧奨された受診者の受診状況や治療状況等について概ね把握で</u>きる調査体制の構築を推進する。新規(H 1 8)

2 治療水準の向上 (診療体制の整備、治療方法等の研究開発)

(1)診療体制の整備

○ 全国的な肝炎診療水準の均てん化と向上を図るため、肝炎診療の関係機関及び団体から構成される全国C型肝炎診療懇談会を設置し、国内の肝炎診療体制に関する情報の共有と課題

の検討等を行う。新規 (H18)

- 身近な医療圏において病状に応じた適切なC型肝炎治療の提供を行うため、都道府県等に おいて肝炎診療協議会(仮称)の設置、かかりつけ医と専門医療機関との連携、かかりつけ 医等への肝炎診療研修を実施する。新規(H14)
- 〇 地域がん診療拠点病院(仮称)の整備を促進(2次医療圏に1カ所程度)することにより、 肝がんに対する高度専門的、集学的な治療を提供する。拡充(H18)

(2)治療のガイドラインの策定

- 〇 C型肝炎の専門外の医師や患者にも分かりやすい<u>肝炎の診断と治療に関するガイドライ</u>ンを作成し、普及する。**新規**(H18)
- インターフェロンやリバビリンによる治療を中断せずに継続できるようにするため、副作用等による治療の中断事例を収集し、「肝炎治療継続のガイドライン(仮称)」を作成し、普及する。 新規(H 18)

(3) 肝臓病の新たな治療方法等の研究開発

〇 <u>C型肝炎ウイルスの複製機構、持続感染機構の解明等による新たな治療方法</u>、治療用ワクチンの開発など、肝炎の効果的な治療を行っていくための研究を進める。<u>拡充</u>(H13)

(4) C型肝炎治療等に関する薬事承認・保険適用の推進

- 承認申請のなされたC型肝炎治療薬等のうち、医療上特にその必要性が高いと認められる ものについては、薬事法(第14条第7項)の規定に基づき、優先的に審査を行い、速やか に薬事承認・保険適用を進める。
 - ・リバビリンとインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成13年12月)
 - ・インターフェロンの保険適用上の投与期間制限の撤廃(平成14年2月)
 - ・ペグインターフェロンの保険適用(平成15年12月)
 - ・リバビリンとペグインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成16年12月)
- 有効性等が確認された治療技術の保険適用を推進する。
 - ・生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大(平成16年1月)
 - ・ 肝悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法に医療保険を適用(平成16年4月)

(5) 患者への情報提供

○ 肝炎診療に関する最新の知見について、シンポジウムの開催等を通じて、C型肝炎患者及びその家族に対する普及啓発や、疾患情報や医療機関情報等の提供などを行う。新規(H 1 8)

3 感染防止の徹底

(1) 血液透析、歯科診療に伴う感染や母子感染への対応

○ 血液透析(H 1 1)や歯科診療(H 5)に伴う感染防止マニュアルの普及啓発、医療従事者に対する定期的な研修の実施など医療機関等における感染防止の取組みを支援する。

- 歯科診療における感染防止に関する研究の成果を踏まえ、<u>感染防止のガイドライン</u>を新たに策定する。**新規**(H18)
- 〇 C型肝炎ウイルスの母子感染防止に関する研究(厚生労働科学研究*「C型肝炎ウイルス等の母子感染防止に関する研究」(主任研究者:大戸斉) H 1 7 年より)を継続するとともに、都道府県や市町村関係者を通じ、「C型肝炎ウイルスキャリア妊婦とその出生児の管理ならびに指導指針」の周知徹底を図る。*肝炎等克服緊急対策研究事業(肝炎分野)

(2)院内感染対策のための医療従事者講習会等

- 院内感染対策のための医療従事者講習会を実施する。(H5)
- 輸血における新しい検査法の標準化、院内輸血指針の策定を行う。(H 1 6)

4 普及啓発・相談指導の充実

(1)国民に対する普及啓発

- <u>都道府県等において、①C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨、②感染の予防、③人権への配</u> 慮に主眼をおいた普及啓発を推進する。<u>拡充</u>(S56)
- C型肝炎等に関するQ&Aの改訂やリーフレット等の作成により、入れ墨(タトゥー)・ピアス等の処置や海外における輸血等に伴う感染リスクなどを周知する。(H13)
- 就職差別を未然に防ぐための公正な採用選考や肝炎ウイルスに感染していること自体は 就業禁止や解雇の理由にならないことなどについての啓発等を行う。(H 1 3)

(2) 地域や職場等における相談機会の確保

○ 都道府県や市町村において、保健所や市町村の保健指導従事者に対して、C型肝炎の疾患特性・症状、感染経路と治療方法などの肝炎に関する研修や職域における講習会を実施する。 (H 1 1)

(3) 相談事業の実施

○ 肝炎ウイルス感染者に対する電話・FAXによる相談窓口事業を実施する。(H8)